

ある Jailhouse Lawyer との出会い

成城大学法学資料室 金澤 敬子

アカデミー主演女優賞を受賞したことで話題になったアメリカ映画『世界にひとつのプレイブック (Silver Linings Playbook)』(2012)のワンシーンに、ちょっとした法律知識を披露した人物を“法律家さん”とからかうくだりがある。字幕で“法律家さん”と訳された言葉は「jailhouse lawyer」であった。日本の学術論文などで「刑務所弁護士」「刑務所法律家」などと訳されている単語だが、字幕で使用されていないのは、単に文字数の制限からばかりではなく、日本で jailhouse lawyer という存在がほとんど知られていないからではないだろうか。

『Black's Law Dictionary』第10版(2014)で、jailhouse lawyer は“A prison inmate who seeks release through legal procedures or who gives legal advice to other inmates.”と説明されている。アメリカの論文によると、通常の lawyer のように資格があるわけではなく、定義も明確ではないが、①収容者である、②多くは法律の学位を持っていないなど正式な訓練を受けていない、③ law clerk や legal assistant として刑務所図書館に勤めている、またはフリーランスで活動している、などの特徴を持っているとされている。彼らは、半世紀以上に渡ってアメリカの刑務所に存在し、収容者同志で教え合い、あるいは独学で法律知識を身につけて、法律書面の作成や訴訟の準備など収容者への法的援助を行ってきた。

私が jailhouse lawyer という存在を知ったきっかけは、職場の法学資料室改修の参考として計画されたアメリカ西海岸大学等の法律図書館視察である。カリフォルニア州立大学パークレー校などの大学法律図書館に加えて、州規則により設置が義務づけられている刑務所法律図書館もこの機会に視察したいと思い、研究者の方に相談したところ、元 jailhouse lawyer である John Dannenberg 氏に辿りついた。氏は、視察をより有益なものにするために自分の経験 - San Quentin State Prison に23年間服役し、うち8年間を刑務所法律図書館で law clerk として勤めたこと - を役立ててほしい、と直接会うことを提案してくれた。

2013年8月、Dannenberg 氏と待ち合わせたのは、サンフランシスコ国際空港からほど近い Radisson Hotel Restaurant (当時)であった。Dannenberg 氏 - 大柄な壮年の白人男性 - は、トラブルのため22時過ぎに到着した私たちを笑顔で迎えてくれて、レターサイズ両面1枚のレジュームをもとに、刑務所法律図書館の概要や prison law clerk の仕事について丁寧に講義してくれた。特に印象的だったのは、収容者と法情報をつなぐ人が必要とされている刑務所の現実である。多くの収容者は、資力に乏しく弁護士を依頼できない、教育を受けていないため読み書きが十分にできない、といった事情を抱えており、様々な法律問題を前にして、頼れるのは jailhouse lawyer しかないというのが実情のようである。1969年連邦最高裁で、刑務所は jailhouse lawyer が他の収容者に法的援助を与えることを制限できないとする判決 (Johnson v. Avery, 393 U.S. 483) が下されたが、jailhouse lawyer は Right to Access to the Courts (裁判所に救済を求める権利) を実質化する上で大きな役割を担っているとされている。一方で、彼らは、取るに足らない多くの訴訟を引き起こし、刑務所の規律を乱すなどの弊害をもたらしているとの見方もある。いずれにせよ、様々な議論を呼びながら jailhouse lawyer は現在でも刑務所に存在し、収容者への法的援助を続けている。

Radisson Hotel を後にして、深夜の Bay Bridge を車で走りながら、自らの権利を勝ち取るために法情報が求められ、利用されているアメリカと比較して、jailhouse lawyer が論議的になることもなく、刑務所図書館も十分に整備されていない日本の現状に思いを巡らせた。それでも、Dannenberg 氏の、法情報はそこにあるだけでは充分ではなく、支援する人がいてこそ利用できるのだという言葉に、同じ法情報を提供する者として相通ずるものを感じ、意を強くしたのであった。